

重度身体障害者の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者が容易に使用し得るもの	６年	録音再生機 ８９，８００円 再生専用機 ３６，７５０円
盲人用時計	視覚障害２級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	１０年	触読時計 １０，３００円 音声時計 １３，３００円
点字タイプライター	視覚障害２級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年	６３，１００円
電磁調理器	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	６年	４１，０００円
盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年	９，０００円
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者。なお、給付については、豊明市視覚障害者点字図書給付事業実施要綱に定めるところによるものとする。	点字により作成された図書	—	—
盲人用体重計	視覚障害２級以上（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	５年	１８，０００円

重度身体障害者の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読み取り、印刷物等のものに置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	198,000円
暗所視支援眼鏡	視覚障害者で、夜盲又は視野狭窄があり、医師が必要と認めた者	高感度カメラで捉えた微光を増幅させる機能を有し、眼鏡のディスプレイに鮮明な画像として投射できるもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	8年	198,000円
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	7,000円
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピューター画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	383,500円
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	115,000円
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級（聴覚障害者のみの世帯又はこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10年	87,400円

重度身体障害者の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発音・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年	71,000円
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	88,900円
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	4,450円 手すり加算5,400円
特殊便器	上肢障害2級以上	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	151,200円
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年	19,600円 (褥瘡防止マットとの併給不可)

重度身体障害者の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
褥瘡防止マット	下肢又は体幹機能障害 1級（常時介護を要する者に限る。）	褥瘡防止のためのものであって、次のいずれかに該当するもの ア エアーマットと送風装置からなるもの イ 特殊な素材と形状により体圧分散効果を有するもの	5年	85,000円 （特殊マットとの併給不可）
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2級以上	腕、脚等の訓練できる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年	154,000円
情報・通信支援用具	視覚障害2級以上、上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上（文字を書くことが困難な者に限る。）	パーソナルコンピューター周辺機器、アプリケーションソフトで障害者が容易に使用し得るもの	5年	100,000円
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1級（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年	67,000円
入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年	82,400円
体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年	15,000円

重度身体障害者の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年	98,800円
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	90,000円
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度身体障害者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。	4年	159,000円
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	<p>おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること</p> <p>ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>	8年	60,000円

重度身体障害者の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）。なお、対象工事については、豊明市高齢者住宅改修費補助金交付要綱に定めるところによるものとする。	障害者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	—	300,000円
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年	51,500円
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年	17,000円
ネブライザー（吸入器）	呼吸機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5年	36,000円
火災警報器	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を發し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年	15,500円
自動消火器	障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難のみの世帯又はこれに準ずる世帯）	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年	28,700円

重度身体障害者の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
電気式たん吸引器	呼吸機能障害3級以上 又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5年	56,400円
頭部保護帽	下肢、体幹、平衡、移動機能障害の身体障害者で歩行困難や歩行不安定確認でき、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	3年	スポンジ、革を主材料に製作 15,200円 スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作 36,750円
T字状・棒状のつえ	下肢、体幹、平衡、移動機能障害の身体障害者で歩行困難や歩行不安定確認でき、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	3年	3,000円
点字器	視覚障害者で必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	標準型 7年 携帯型 5年	標準型 10,400円 携帯型 7,200円
人工喉頭	音声・言語機能障害で喉頭摘出が確認でき、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	笛式 4年 電動式 5年	笛式 5,000円 電動式 70,100円
ストーマ用装具	膀胱機能障害又は直腸機能障害で、ストーマの造設が確認でき、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	—	消化器系 8,860円（1月分） 尿路系 11,640円（1月分）
脱脂綿、セラシ、ガーゼ	膀胱機能障害又は直腸機能障害で、ストーマの造設が確認でき、ストーマ用装具に代えて必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	—	排便機能障害 8,860円（1月分） 排尿機能障害 11,640円（1月分） 排便及び排尿機能障害 20,500円（1月分）

重度身体障害者の日常生活用具の種目及び性能

種目	障害及び程度	性能	耐用年数	基準額（消費税込）
洗腸装具	膀胱機能障害又は直腸機能障害で、ストーマの造設が確認でき、ストーマ用装具に代えて必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	—	20,500円（1月分）
紙おむつ	別に定める	障害者が容易に使用し得るもの	—	12,000円（1月分）
収尿器	下肢、体幹機能障害の身体障害者で排尿障害が確認でき、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	1年	男性用 7,700円 女性用 8,500円
動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装置が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	5年	157,500円
大活字図書、DAISY図書	6歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた障害者のうち、視覚障害を有する者であって、主に情報の入手を大活字又はDAISYによってしているもの	大活字、又はDAISYにより作成された図書	—	60,000円 (年額)
人口呼吸器用バッテリー	呼吸器機能障害3級以上、又は同程度の身体障害があり、人口呼吸器の装着が必要と医師が認めた者	使用している人工呼吸器専用バッテリー（充電器及びインバーター等を含める。）	5年	100,000円
外部バッテリー又はポータブル電源	呼吸器機能障害3級以上、又は同程度の身体障害があり、電気式たばこ吸引器、ネブライザー又は酸素濃縮器を使用している者で、呼吸管理が必要と医師が認めた者	AC100V（正弦波）の出力ができ、使用する医療機器の消費電力（W）に対応できるもの	5年	50,000円



## 重度身体障害者の日常生活用具の種目及び性能

(注)

1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

3 視覚障害者用ポータブルレコーダーについては、既に盲人用テープレコーダーの給付を受け、給付日から2年に満たない者は、原則として給付対象外とする。

4 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の給付日から別表第1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。

ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的若しくは効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害児・者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。